

次期一般廃棄物処理基本計画の策定（見直し）について

1 計画策定の法的根拠

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画（「一般廃棄物処理計画」。以下「本計画」という。）を定めなければならないこととされている。

2 本計画の適用範囲

本計画の対象地域は、当該市町村の区域内全域とされている。

本計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、市町村が自ら処理、あるいは市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、法第 6 条の 2 第 5 項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければならないこととされている。

また、市町村は、対象となる一般廃棄物について減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記することとされている。

3 計画の構成

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3の規定に基づき、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）とに分けて定めるものとされている。

また、基本計画は、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されており、目標年次を概ね 10 年から 15 年先に置いて、概ね 5 年ごとに改定するとともに、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当とされている。（下図参照）

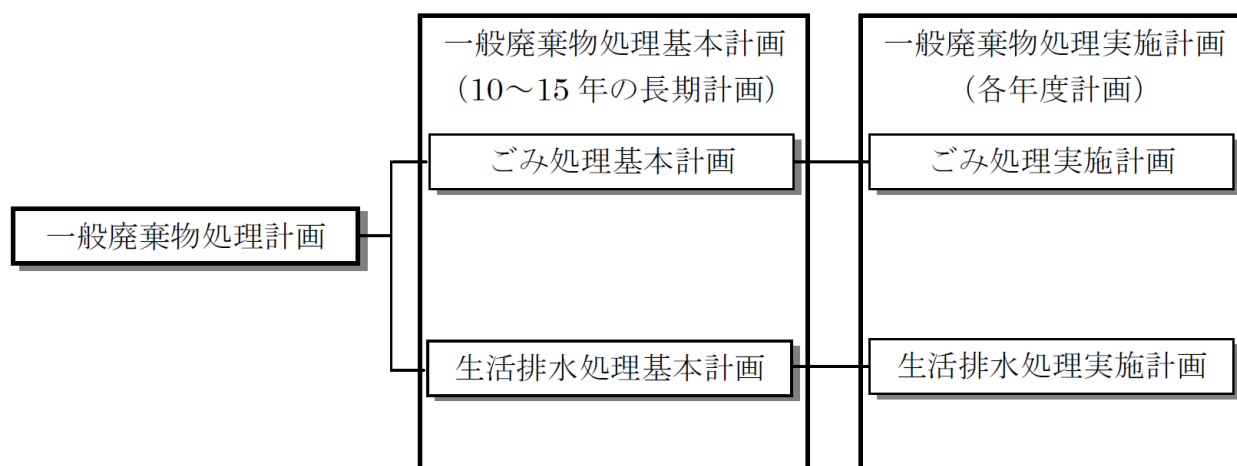


図 1 一般廃棄物処理計画の構成

出展：「ごみ処理基本計画策定指針」

（平成 25 年 6 月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

4 基本計画策定の趣旨

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した「茨木市一般廃棄物処理基本計画」について、令和 4 年（2022 年）3 月に中間見直しを行い、ごみ処理に係る長期的・総合的な方向性を明らかにするとともに、ごみの減量化・再資源化に向けた目標値と市・市民・事業者の役割を示し、ごみの減量化・再資源化を推進してきた。

現行基本計画は令和 7 年度に目標年度を迎えることから、本市一般廃棄物処理における今後 10 年間の指針として、本計画を新たに策定する。

なお、策定にあたってはこれまでの取組成果や中間見直しの趣旨・内容を踏まえるとともに、上位計画や関連計画との整合を図る。（下図参照）

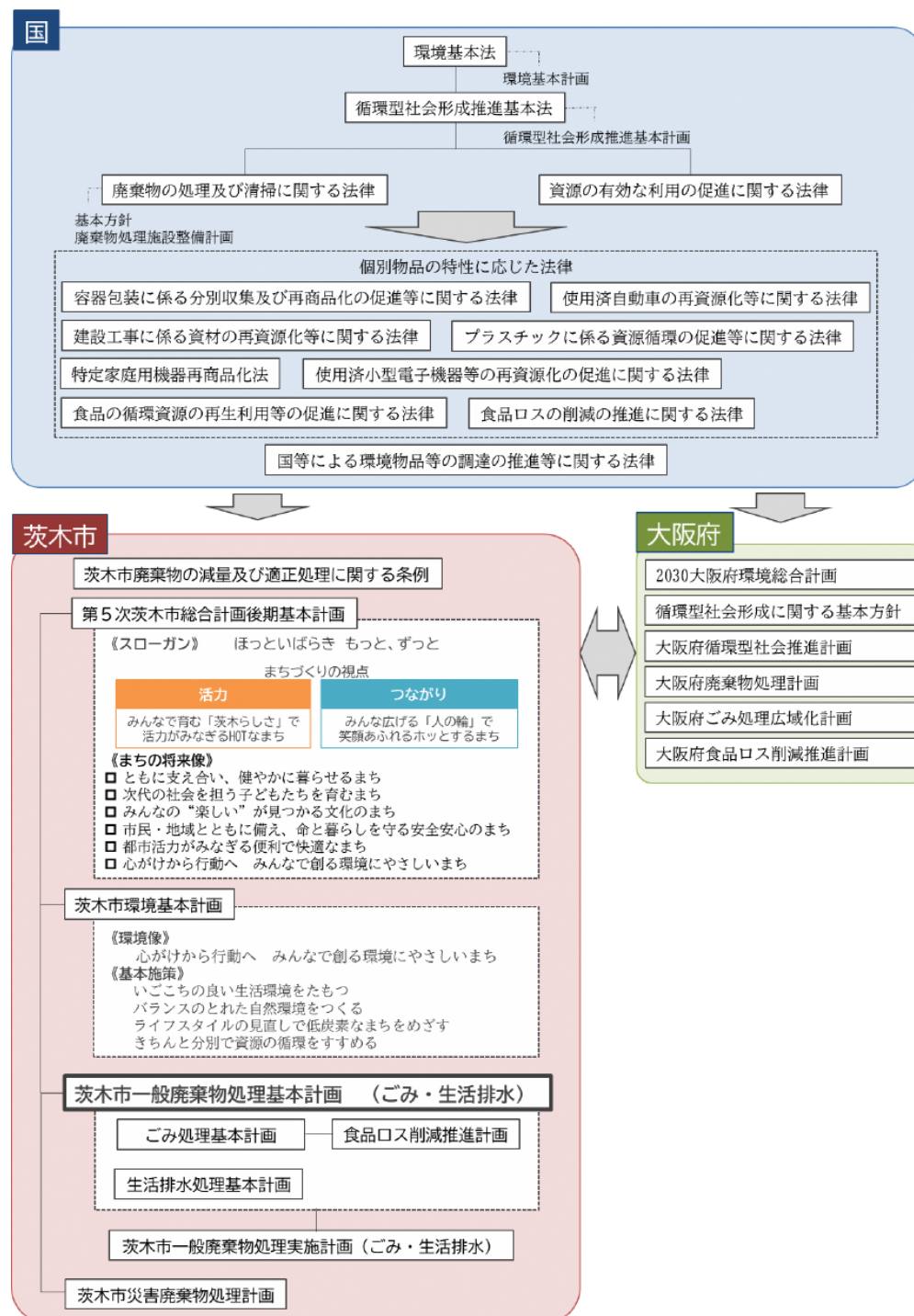


図1-1 本基本計画の関係法令及び関連計画

出展：「茨木市一般廃棄物処理基本計画」（令和 4 年（2022 年）3 月）

5 次期基本計画のフレーム

- ① 対象地域：茨木市全域
- ② 計画期間：令和8年度（2026年度）～ 令和17年度（2035年度）（10年間）
- ③ 対象物：一般廃棄物（ごみ及び生活排水） ※併せて食品ロス削減推進計画も策定

6 次期基本計画策定に向けての令和6年度の業務内容

業務委託により、本市の現状並びにごみの減量・資源化及び適正処理に関する先進市（他市）における事例を調査・分析するとともに、現行基本計画の課題を整理し、次期基本計画（食品ロス削減推進計画を含む）策定に向けた基礎資料の作成を行う。業務委託の概要は以下のとおり。

- ① ごみ量等の現状の把握と社会・経済情勢等を踏まえた将来予測業務
- ② ごみ組成調査業務（家庭系ごみ（普通ごみ、粗大ごみ）、事業系ごみ）
- ③ 市民意向調査（アンケート調査）業務（経年比較可能な基本項目、食品ロス・廃プラスチック削減に係る項目等 ※1）
- ④ 市内事業所のデータ集計・分析業務（多量排出事業者減量計画書、事業所訪問報告書）
- ⑤ 食品ロス削減推進に資する指標（事業系）の設定等支援業務（指標と継続的なモニタリングの仕組みの検討）
- ⑥ プラスチックの資源化に関する検討支援業務（発生量の推計、分別・収集方法の検討（分別方法、収集・運搬方法、中間処理方法、中間処理後の残渣の処理方法）、経済的影響・環境的影響（温室効果ガス排出削減量等）の試算等）
- ⑦ その他計画支援業務（基礎資料の作成等）

※1 令和3年度（2021年度）実施 市民意向調査項目概要（参考）

- 1 あなた自身とご家族について（年齢、住区域、世帯構成等の回答者基本項目）
- 2 ごみと資源物の分け方について（取組状況等）
- 3 一般廃棄物処理基本計画について（計画の認知度）
- 4 3R（スリーアール）の取組について（取組状況、雑がみ、小型家電等）
- 5 食品ロス対策について（認知度（問題点、賞味期限・消費期限の違い）、取組状況等）
- 6 プラスチックごみについて（認知度（問題点、取組状況等）、取組状況等）
- 7 情報入手方法について（入手媒体）
- 8 ごみ処理の有料化について（意向）
- 9 ごみの減量・再資源化に対する今後について（意向、市への期待）
- 10 その他（ごみ減量やリサイクル等、ごみ処理行政についての自由意見）

★委員の皆様にお伺いしたいこと

市民意向調査項目概要につきまして、業務委託の概要に照らし、

- ① 追加・変更した方が良いと思われる質問項目
- ② 深掘りをした方が良いと思われる質問項目 など

※なお、質問項目は回答者の心理的負担等も考慮し、設問数を25～35問程度、A4版8ページ程度を想定。